

## 第170回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和7年3月18日（火）午後2時00分
- 2 開会の日時 令和7年3月18日（火）午後1時48分
- 3 閉会の日時 令和7年3月18日（火）午後2時42分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 7階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別  
出席16名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	11	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	12	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	出席	13	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	14	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	16	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	17	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

### 6 事務局出席者

事務局：担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹

農地担当課長 竹田 了久

担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

### 7 傍聴者 0名

### 8 議題

#### 第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
- (6) 農用地利用集積等促進計画に関する意見について（利用権の設定及び転貸）
- (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

#### 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について
- (6) 転用事業計画変更承認届について

#### 第2号議案 農政関係等について

- (1) 農地利用最適化推進委員の辞任同意について

- (2) 「農業委員会だより」の見直しについて
- (3) 所有者不明農地の活用について
- (4) 委員報酬（年額）の振込について
- (5) 連絡事項

9 議事録署名委員の番号及び指名 6番 賀門 義和 12番 佐藤 卓司

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第170回総会を開会します。（あいさつ）

議事録署名委員を指名します。6番 賀門委員、12番 佐藤委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

田尾係長 議案の訂正があります。本日お配りした正誤表をご覧ください。申請等（6）農用地利用集積等促進計画に関する意見について（利用権の設定及び転貸）に2件追加があります。その他の説明は省略します。

なお、先月許可の議決をした御津下田の製品置場、資材置場を転用目的とする5条申請、及び御津伊田の工場（野菜カット工場・事務所）を転用目的とする5条申請は、面積が3,000m<sup>2</sup>を越えていましたので、2月28日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申があり、同日許可指令書を交付しています。また、先月保留を決定しました北区松尾の3条申請については、令和7年2月26日付けで取下げとなりましたので報告します。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。

申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1ページ1番、受人は一宮に居住し、約1.4haの農地を耕作する農業者で、増反により檜津の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は中原に居住し、新規農により中原の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は瀬戸内市に居住し、約1.6haの農地を耕作する農業者で、増反により野殿西町の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は高松原古才に居住し、約7.8haの農地を耕作する農業者で、増反により西辛川の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は牟佐に居住し、新規農により牟佐の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は芳賀に居住し、約1.1haの農地を耕作する農業者で、受贈により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は中牧に居住し、約2.8haの農地を耕作する農業者で、増反により中牧の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ8番、受人は中区中井に居住し、約1.1haの農地を耕作する農業者で、経営移譲により日応寺及び三和の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

**議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。**

**和田委員** 中・中央地区協議会で、1番から8番までの8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

**議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。**

2ページ9番、受人は山田に居住し、世帯で約7.2haの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は川入に居住し、新規農により川入の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は新庄下に居住し、世帯で約2.2haの農地を耕作する農業者で、増反により新庄下の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は下土田に居住し、世帯で約1.2haの農地を耕作する農業者で、増反により下土田の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は高塚に居住し、世帯で約1.8haの農地を耕作する農業者で、増反により高塚の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は下足守に居住し、世帯で約1.3haの農地を耕作する農業

者で、増反により下足守の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は栗井に居住し、世帯で約6aの農地を耕作する農業者で、増反により栗井の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は河原に居住し、世帯で約1.8haの農地を耕作する農業者で、受贈により東山内の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ17番、受人は弓之町に居住し、世帯で約5aの農地を耕作する農業者で、増反により西山内の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。**

北・吉備地区協議会で、9番から17番までの9件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**他の委員さん、何かご意見がありますか。**

異議なし。

**次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。**

3ページ18番、受人は御津宇垣に居住し、世帯で約10a耕作する会社員兼農業者で、増反により御津河内の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は南区芳泉三丁目に居住し、約5.4a耕作する農業者で、増反により御津矢原の田畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は御津紙工に居住し、新規農により御津紙工の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は南区東畦に居住する会社役員兼農業者で、増反により御津宇甘の田を所有権移転しようとするものです。また、本件は2月に許可を受ける際に1筆漏れていたため、このたび追加で申請したものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は赤磐市下仁保に事務所を置き、約1.6haの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により建部町大田の田を取得しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は北区加茂に居住し、約1.5ha耕作する農業者で、増反により建部町品田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は赤磐市に居住し、約25a耕作する農業者で、増反により建部町大田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は久米郡美咲町に居住し、約10a耕作する農業者で、増反により建部町田地子の田畑を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人より中古住宅を購入しており、3月中に転居する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4ページ26番、受人は建部町吉田に居住し、新規農により建部町市場の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。**

御津・建部地区協議会で、18番から26番までの9件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**他の委員さん、何かご意見がありますか。**

異議なし。

**次に南区の説明を事務局からお願いします。**

4ページ27番、受人は浦安南町に居住し、世帯で約6aの農地を耕作する農業兼会社員で、増反により浦安南町の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

28番、受人は浦安南町に居住する会社員で、新規農により浦安南町の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

29番、受人は北区番町一丁目に居住し、世帯で約1.1haを耕作する農業兼会社役員で、増反により宮浦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

30番、受人は藤田に居住し、世帯で約1haの農地を耕作する農業者で、受贈により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

31番、受人は藤田に居住し、世帯で約1haの農地を耕作する農業兼会社員で、受贈（持分移転）により藤田の田の所有権の持分の一部を父から子へ移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

32番、受人は西高崎に事務所を置き、約38.3haを耕作する農地所有適格法人で、増反により中畦の田を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員　南区協議会で、27番から32番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

議員長　　異議なし。

議員長　　それでは、申請等（1）の1番から32番までの32件については、全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

議員長　　異議なし。

議員長　　それでは、そのように決定します。

次に、申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長　5ページ1番、令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は、分家住宅です。

申請人は一宮の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の実家に近い申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

和田委員　中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

議員長　　異議なし。

議員長　　次に、南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐　5ページ2番、転用目的は貸露天駐車場で、現在一時転用中です。

申請人は飽浦に居住している薬剤師ですが、自身と近隣住人の駐車場が不足しているため、申請地を貸露天駐車場として一時転用許可を受け使用してきましたが、近隣の病院から病院の所在地が公共交通機関では通いづらい状況にあり、既存駐車場が不足しているため、従業員用の露天駐車場として利用したいとの要望があったことから、病院に近い申請地を今後も貸露天駐車場として使用するため、永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、児島地域センターから半径 500m 以内の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（2）の1番及び2番の2件については、いずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 6ページ1番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、撫川の実家で申請人と両親と姉の4人で生活していますが、勤務先が遠く不便であることから、申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には引き続き両親と姉が居住します。

農地区分は、農地の広がりが 10ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番と3番は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

2番、申請人は北長瀬本町の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、現住居に近く生活環境を変えずに生活できる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人らは平田の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人（妻）の祖父母宅に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10ha 未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題

ないと考えます。

4番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は牟佐の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になったことから、妻の実家に近い妻の父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築するものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、本件は令和元年11月14日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅（分家住宅）です。

申請人は福泊の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の実家に近い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築するものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは高梁市の妻の実家で両親と申請人らと子ども1人の5人で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になったことから、申請人らの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築するものです。なお、現住居には引き続き両親が居住します。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は分家住宅です。

申請人は東幸西の社宅で夫婦と子ども1人で生活していますが、住み慣れた場所で生活したいことから、申請人の実家に近い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築するものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、本件は令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは田益の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の実家に近い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築するものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番から11番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年10月25日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

9番、申請人は大安寺中町の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、

家財道具が増え手狭になったことから、夫婦それぞれの実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

7ページ10番、申請人は西辛川の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、夫婦それぞれの勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は久米の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

**和田委員** 中・中央地区協議会で、1番から11番までの11件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議員** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

**全員** 異議なし。

**議長** 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

**田尾係長** 7ページ12番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は久米の借家に家族4人で生活していますが、家財道具が増え手狭となつたことから、夫の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

**遠藤委員** 北・吉備地区協議会で、12番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議員** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

**全員** 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

**逢坂課長補佐** 7ページ13番、本件は令和6年10月25日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は露天資材置場、露天駐車場です。

申請人は箕島に居住し電気工事業を営む個人事業者ですが、事業拡大により、既存の資材置場では不足するため、交通至便で、防犯対策が講じやすい自宅に隣接する申請地の所有権を移転し、露天資材置場および露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番から16番までは、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和6年10月25日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

14番、申請人は北区神田町二丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は北区青江二丁目の借家に単身で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、職場に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は妹尾の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は中区平井六丁目に事務所を置き、電気・空調設備業を営む法人ですが、本社及び各営業所で保管する配送用車両を事業拡大に伴い増車する予定で、駐車場が不足するため、交通至便で、商品保管倉庫を建築する予定地に隣接する申請地の所有権を移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから300m内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ18番、本件は令和6年10月25日付で農振除外公告済みの案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は箕島の借家に夫婦と子ども3人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い、妻が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員　　南区協議会で、13番から18番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等(3)は、1番から18番までの18件ですが、全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

- 議長 それでは、そのように決定いたします。
- 議長 次に、申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。
- 田尾係長 中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 9ページ1番、変更後の転用目的は自己専用住宅で、令和6年5月7日付で自己専用住宅を目的に許可となった案件です。
- 当初転用者はローンの返済が困難になり当初の事業計画が遂行できず計画を取りやめたもので、この度、承継者が転用事業を引き継ぎ、継続して転用事業を行うものです。
- 承継者は横井上の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人（妻）の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 和田委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 議全員 異議なし。
- 議長 次に南区の説明を事務局からお願ひします。
- 逢坂課長補佐 9ページ2番、当初計画では妻の単独名義で分家住宅を転用目的として許可を受けましたが、銀行融資を夫婦の名義で受けることになったため、転用者を夫婦連名に変更しようとするものです。
- 転用面積・被害防除計画等に変更はありません。
- 議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 賀門委員 南区協議会で、2番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 議全員 異議なし。
- 議長 それでは申請等（4）は、1番及び2番の2件ですが、いずれも承認と決定してよろしいですか。
- 議全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定します。
- 次に、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）について審議します。事務局から説明をお願いします。
- 田尾係長 10ページ南区1番から4番までの4件です。
- これらは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも財団から耕作者への所有権移転です。
- 以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、南区協議会の審議では、いずれも承認意見となって

います。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（5）については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（6）農用地利用集積等促進計画に関する意見（利用権の設定及び転貸）についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 昨年11月取りまとめの促進計画（利用権の設定及び転貸）について説明します。

今回は、令和7年5月以降開始分の促進計画案について、岡山市の農林水産課から意見を求められているもので、岡山市の認可・公告後に農地の貸借が開始します。

すべて中間管理機構を仲介とする形の利用権の設定及び転貸で、11ページ中・中央地区1番から102ページ南区240番まで、及び追加議案の中・中央地区1ページ49番、北・吉備地区2ページ102番に記載があります。内容についてはご覧のとおりです。

件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集計、第一農業委員会の集計、各地区の集計となっています。第一農業委員会の集計は、2ページ目に記載がありますが、件数は全体で439件、その内訳は、新規60件、更新379件で、面積の合計が1,816,174.32m<sup>2</sup>となっています。

各地区協議会でご協議いただきまして、いずれの協議会も促進計画案は適当であるとの意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（6）については、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に、申請等（7）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 103ページ1番から106ページ17番までの17件で、すべて相続による所有権取得です。6番、14番はあっせん等の希望があります。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（7）については、17件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐

報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、107ページ1番から3番までの3件で、転用目的は、賃貸住宅建築1件、露天駐車場1件、共同住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、108ページ1番から7番までの7件で、転用目的は、露天駐車場1件、自動車整備工場1件、自己専用住宅1件、分譲住宅地2件、共同住宅1件、宅地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、109ページ1番から5番までの5件で、解約理由は耕作目的3件、転用目的2件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、110ページ1番から5番までの取り止めの3番を除く4件で、内容は、農業用通路1件、農業用倉庫2件、農業従事者用車輌及び農機具置場1件です。

報告（5）農地改良届については、111ページ1番から7番までの7件で、内容は果樹園4件、普通野菜畑2件、育苗圃1件です。

報告（6）転用事業計画変更承認届については、112ページ1番から3番までの3件で、いずれも共同住宅等の建築について、転用者を変更するものです。

これらの報告について、ご質問等はありますか。

ありません。

それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案、農政関係等について、を上程します。

1 農地利用最適化推進委員の辞任同意について、を審議します。事務局から説明をお願いします。

資料3ページ及び4ページをご覧ください。

南区協議会に所属し、灘崎地区を担当、また、南区協議会の会長の藤原安生農地利用最適化推進委員から、体調不良により、推進委員としての職務の継続ができなくなったため、令和7年3月31日付けでの辞職願が提出されました。

推進委員の辞任は、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき農業委員会の総会の同意が必要ですので、ご審議のほどよろしくお願いします。

説明がありました。同意の方は挙手をお願いします。

全員挙手

皆さん挙手されました。それでは、1 推進委員の辞任同意については、同意することと決定いたします。

続いて、2 以降の説明をお願いします。

説明

以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

次回総会予定（4月18日（金）岡山市役所7階大会議室）

これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 42 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員